

1-(3) 消防救急デジタル無線の入札談合に関する損害賠償請求について

1 損害賠償請求について

- ・総務省消防庁、顧問弁護士に相談しながら進めていた、損害賠償請求金額の算定が終了し、

⇒本日（9月28日）、**沖電気工業株式会社**に対し、

557万7,768円（契約金額の20.4%）の**損害賠償請求**を行った。

<理由>

沖電気工業株式会社を含む**5社の談合により価格操作**が行われたことにより（平成29年2月2日公正取引委員会から出された排除措置命令に記載）、課徴金納付命令の対象となった**本市の3件の入札事案**において**損害を被ったと判断**した。

○中央電子光学株式会社（契約業者）に違約金又は損害賠償請求しない理由

- ・公正取引委員会は、同社を独占禁止法違反に認定していない。
- ・課徴金納付命令対象となった3件の契約事案の売買契約は、**適正な契約手続きであった**。
- ・入札に参加した同社を含むすべての業者（12社）に対する聞き取り等の結果、**談合に関わった事実が認められない**。

○損害賠償請求金額の算定方法

- ・沖電気工業株式会社は、本市が購入した消防救急デジタル無線機器の**直接の契約相手方ではなく、契約約款に基づく違約金(20%)相当の請求ができないため**、総務省消防庁、顧問弁護士に相談しながら**合理的な根拠により損害額を算出**
⇒**課徴金納付命令の対象となった本市3件の入札平均契約落札率**（88.4%）と**談合期間外**（平成26年4月9日～平成28年12月31日）の**全国平均契約落札率**（68.0%）との『**差**（20.4%）』を用いて算定。

- ・**請求金額**＝27,342,000円（契約金額の合計）×20.4%（差）＝ **5,577,768円**

◆本市の課徴金納付命令対象（消防救急デジタル無線機器 3件の入札）

- ・平成23年9月16日契約（携帯型60機） 契約金額：24,948,000円（中央電子光学）
- ・平成24年11月16日契約（携帯型1機、車載型1台） 契約金額：1,375,500円（ 〃 ）
- ・平成25年7月19日契約（車載型1台） 契約金額：1,018,500円（ 〃 ）

担 当 岐阜市消防本部
消防次長 川瀬
TEL：058-262-7161